

京都大学生存圏研究所規程及び京都大学 iPS 細胞研究所規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学生存圏研究所規程 (平成16年達示第36号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 生存圏研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 所長は、生存圏研究所の所務を掌理する。</p> <p>(副所長)</p> <p>第3条の2 (略)</p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 生存圏研究所に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、<u>協議員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>協議員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>協議員会</u>が定める。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学 iPS 細胞研究所規程 (平成22年達示第49号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(協議員会)</p> <p>第5条 iPS細胞研究所に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、<u>協議員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>協議員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>協議員会</u>が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 <u>所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名する者がその職務を代行する。</u></p> <p>6 <u>所長が欠けたときは、あらかじめ所長が指名する者がその職務を行う。</u></p> <p>(副所長)</p> <p>第3条の2 (同 左)</p> <p>(教授会)</p> <p>第4条 生存圏研究所に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、<u>教授会</u>を置く。</p> <p>2 <u>教授会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>教授会</u>が定める。</p> <p>(教授会)</p> <p>第5条 iPS細胞研究所に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第33条に定める事項を審議するため、<u>教授会</u>を置く。</p> <p>2 <u>教授会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>教授会</u>が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</p>